

## 弘前市ごみ減量化・資源化の取組に関する協定書

弘前市町会連合会（以下「甲」という。）と弘前市（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、弘前市のごみの減量化・資源化に資するため、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、循環型社会の形成と地球にやさしい「あずましい ふるさと」を目指し、甲と乙が相互に連携協力して、ごみ減量化・資源化の推進及びごみの適正処理等に取り組むことを目的とします。

### （甲の取組）

第2条 甲は乙と協力して、ごみの減量化・資源化に係る意識啓発活動を地区ごとに実施します。  
2 甲は、各町会及び市民に対し、家庭から出るごみの減量化・資源化について、次の項目の取組を呼びかけ、支援し、自ら実践することによって、各町会及び市民の意識向上を図ります。  
（1）食材の使いキリ・食べキリ、生ごみの水キリの3キリ運動を積極的に実践する。  
（2）正しいごみの分け方・出し方の啓発、ごみの減量化・資源化につながるアイデアの情報共有・周知に努める。  
（3）ごみの集積場所を清潔に保ち、ごみの不適正排出・不法投棄を防止する啓発に努める。  
（4）各町会における資源回収運動を推進する。

### （乙の取組）

第3条 乙は甲と協力して、ごみの減量化・資源化に係る意識啓発活動を地区ごとに実施します。  
2 乙は、市全体がごみ減量化・資源化に積極的に取り組める環境を整備するため、次の項目の取組を実施し、市民のごみ減量化・資源化の意識向上を図ります。  
（1）広報誌やホームページなどを用いたわかりやすい情報の発信  
（2）出前講座や意見交換会などを通じたわかりやすい周知啓発  
3 乙は、本協定の取組について、市民の理解と協力が得られるよう、広く周知します。

### （意見交換）

第4条 甲及び乙は、ごみ減量化・資源化の取組を推進するため、積極的に意見交換会を実施し、相互に協力できる項目の確認やそれぞれの取組の進捗状況について情報共有を図ります。

### （協定の効力及び更新）

第5条 この協定は、協定締結日から1年間をもって終了するものとします。ただし、期間満了の日1か月前までに甲または乙のいずれからも申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とします。

### （協議）


第6条 本協定に定める事項を変更しようとするとき、この協定に定めのない事項で必要が生じたとき又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定することとします。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとします。

平成31年 3月 4日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1  
弘前市町会連合会

会長

阿部 精一 

乙 弘前市大字上白銀町1番地1  
弘前市

弘前市長

櫻田 宏 